

RCEP活用オンライン個別相談会開催のご案内

～特恵関税の適用を受けるために必要な作業や手順など、
専門家が個別にお答えします！～

2022年1月1日に発効されるRCEP（地域的な包括的経済連携）協定。発効されることにより、ASEAN 10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）と、他の5パートナー国（オーストラリア、中国、日本、ニュージーランド、韓国）の15カ国により構成される巨大自由貿易圏が誕生することになります。貿易を行う企業にとって追い風となることが期待されるRCEPですが、活用するためには他の自由貿易協定と比較し、関税削減効果をシミュレーションする必要があります。

そこで当所では、名古屋税関より原産地調査官をお招きし、RCEP活用に関するオンライン個別相談会を開催いたします。自社商品が特恵関税の適用を受けられるのか、また適用を受けるために必要な具体的な作業や手順など、専門家よりわかりやすく説明いたします。原産地証明書を取り扱われるご担当者の方は、ぜひこの機会をご利用ください。

令和4年1月21日【金】 13:00～17:00

時間：①13:00～ ②14:00～ ③15:00～ ④16:00～

※お時間につきましてはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。

事務局側で調整後、ご担当者様までご連絡いたします。

- 講師：名古屋税関 業務部主席原産地調査官付上席調査官 小栗章司 氏
- 形式：ZOOMを利用したオンライン形式
- 主催：四日市商工会議所

【お問合せ・お申込み先】四日市商工会議所 商工振興課（小原、中村紗）お申込み締切：1月14日（金）

TEL：059-352-8194 FAX：059-355-0728

フリガナ 貴社名		TEL:	
フリガナ 参加者名		役職	
フリガナ 参加者名		役職	
E-Mail:			
相談内容:			

※ご記入いただいた個人情報は、本相談会開催に関する目的のみに使用します。